

令和 5 年 11 月 17 日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

警 察 本 部 長

### 被害の届出の迅速・確実な受理について（通達）

先般、当県警察において、被害の届出の受理をめぐり、配慮に欠ける不適切な対応により被害者及びその親族に不信感を与え、警察に対する信頼を著しく損なう事案が発生した。

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条は、警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定しているところ、業務の多忙を理由に被害の届出の受理を先送りしたり、複数の都道府県警察又は警察署に関係する事案に係る被害申告への対応が不十分であったりするなど、被害の届出の受理をめぐり不適切な対応は、警察に対する被害者・国民の信頼を著しく損なうばかりか、重大な結果をも招きかねない。

被害の届出の受理をめぐり今回の不適切対応事案を重く受け止め、被害の届出の迅速・確実な受理について、改めて下記の事項を徹底し、被害者・国民の立場に立って、その心情に十分配慮した適切な対応を期されたい。

### 記

#### 1 被害の届出の迅速・確実な受理

##### (1) 受理の原則

被害の相談や届出に対しては、被害の届出を受理することを前提に、被害者・国民の立場に立ち、その心情に十分配慮して誠実に対応し、被害の届出の意思がある場合には、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、「警察安全相談取扱要綱」（令和4年12月22日付け総発第595号別添1）に定めるところにより、警察安全相談等取扱カードを作成して届出の内容、状況等をその都度確実に記録化し、所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどのため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や実況見分の立会い等を要請する場合があることについて説明し、届出先に係る意向を確認すること。この場合において、届出をしようとする者が犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し連絡を確実に行うこと。

(4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 連絡先等に関する書面の交付

被害の届出の受理に当たり、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、届出人に対し、被害の届出を受理した際に、届出の日時、警察の連絡先等を記載した書面の交付について説明し、希望した場合には、別添の書面に必要事項を記載の上、これを交付すること。

当該書面の交付対象事件は、「被害者連絡実施要領」（令和5年7月28日付け刑企発第168号別添）に定める対象事件（以下「連絡対象事件」という。）を除く事件とする。ただし、連絡対象事件については、その捜査を担当し、被害者から事情聴取を行う捜査員が、被害者に対して課係及び氏名を教示した上、確実に、刑事手続及び犯罪被害者のための制度等の必要事項の連絡を行うこととされているところ、その教示を行うに際し、当該書面を交付することとしても差し支えない。

なお、当該書面は、飽くまで届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類いの書面ではないので、届出人に誤解させることのないよう配慮すること。

3 その他

被害の届出の受理に当たり、届出人が自ら被害の内容を記載した書面を持参した場合には、被害事実が特定されていれば、これを受理することで足りるが、警察官

が被害届を代書する場合には、被害届の性質に鑑み、特に簡潔明瞭に表現することを旨とし、届出人の負担軽減に配慮すること。

被害者の記憶違い等により後刻被害者から被害届の訂正等の申告があった場合には、当初の申立てと異なった理由等について、別途追加被害届や捜査報告書、供述調書の作成等により明らかにしておくこと。

また、交番等で被害届を受理後、事件捜査担当部門に引き継ぐ前に、被害者から訂正等の申出があった場合には、交番等勤務員は、警察署地域課幹部に報告して指揮を受け、対応すること。

別添

|                                                |  |   |           |    |           |   |
|------------------------------------------------|--|---|-----------|----|-----------|---|
| 届出の日時：令和                                       |  |   |           | 年  | 月         | 日 |
| (午前・後                                          |  |   |           | 時  | 分)        |   |
| あなたから被害の届出を受理したのは、                             |  |   |           |    |           |   |
| 警察署                                            |  | 課 | 係（交番・駐在所） |    | 姓・階級  です。 |   |
| 本件に関する警察へのお問合せは、                               |  |   |           |    |           |   |
| 警察署                                            |  | 課 | 係（交番・駐在所） |    |           |   |
| (電話番号                                          |  | — | —         | 内線 |           | ) |
| に御連絡ください。                                      |  |   |           |    |           |   |
| ※1 お問合せの際には、届出の日時、被害に遭われた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。 |  |   |           |    |           |   |
| ※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。                      |  |   |           |    |           |   |